

被用者年金一元化法による追加費用削減に係る地方 公務員等共済組合法施行令等の改正案について

被用者年金一元化法による追加費用削減について

- 昨年8月に社会保障・税一体改革関連法の一つとして被用者年金一元化法が成立。
- 一元化法では、追加費用財源の恩給期間にかかる給付について、以下の配慮措置を設けた上で、負担に見合った水準まで一律に27%減額することとし、本年8月まで（公布から1年以内）に施行することを規定。

（配慮措置1）減額率の上限は恩給期間も含めた共済年金全体の10%とする

（配慮措置2）230万円／年以下の給付（恩給期間も含めた共済年金全体）は減額しない

- 今後の予定

6月上旬

関係政令の閣議決定

個別に制度改正を周知（「年金支払通知書」）

8月1日

施行

9月上旬

「年金額改定通知書」を送付

10月15日

減額後の年金を支給

※ 制度改正の周知に広報誌、ホームページも活用。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

(平成24年8月10日成立・22日公布 平成24年法律第63号)

<主要項目>

- (1) 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
- (2) 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- (3) 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一する。
- (4) 厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。
- (5) 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する。公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。
- (6) 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。

<施行日>

(1)~(5)：平成27年10月

(6) 公務員の恩給期間に係る追加費用削減：公布から1年を超えない範囲内で政令で定める日

追加費用の削減

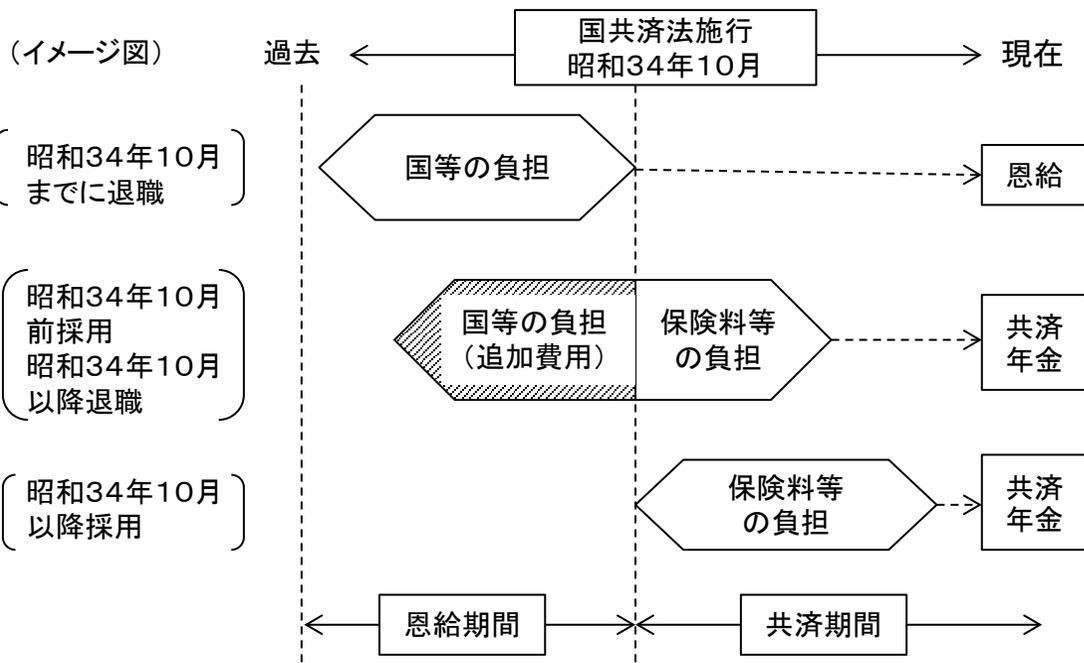
○ 追加費用財源の恩給期間にかかる給付(下左図の斜線部分)について、負担に見合った水準(下右図を参照)まで一律に27%減額する(ただし、①減額率の上限は恩給期間も含めた共済年金全体の10%とする、②230万円/年以下の給付(恩給期間も含めた共済年金全体)は減額しないという配慮措置を設ける)。

(注)②については、平成19年法案では250万円/年。平成21年全国消費実態調査の結果を踏まえて変更。

(追加費用について(国家公務員共済の場合))

- ・ 昭和34年まで恩給制度が適用されており、34年以後も引き続き国家公務員である者については、新たに設けられた国家公務員共済年金制度に加入することとされ、恩給期間に係る給付についても共済年金として支給することとされた。
- ・ このため、それまで保険料を負担していなかった恩給期間に係る共済年金の給付に要する費用については、国家公務員の恩給を国が負担していたこととの均衡から、当時の事業主としての国等が負担することとしている。

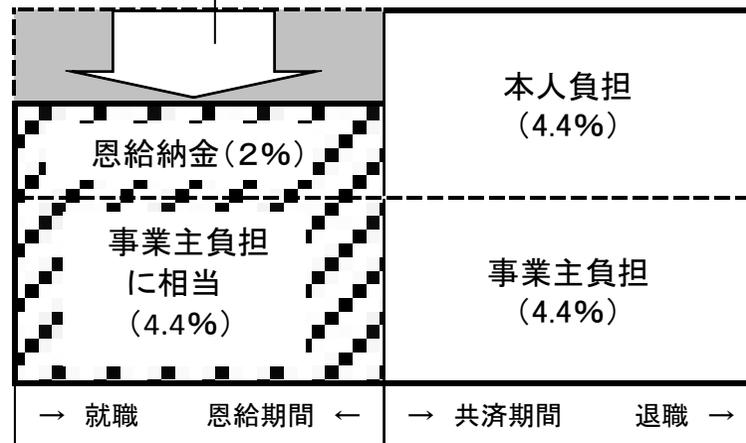
追加費用について(国家公務員共済の場合)



追加費用の減額の考え方

※ 恩給期間の本人負担は2%であり、共済制度発足当初の本人負担4.4%より低いことから、事業主負担を合わせた負担に見合って27%減額する。

$$(8.8 - 6.4) \div 8.8 = 27\% \text{ 負担が少ない}$$



(注)追加費用は、平成24年度予算額で国共済(国負担分):約2,300億円、地共済(地方公共団体負担分):約8,600億円

被用者年金一元化法による追加費用削減に係る 地方公務員等共済組合法施行令等の改正案について(概要)

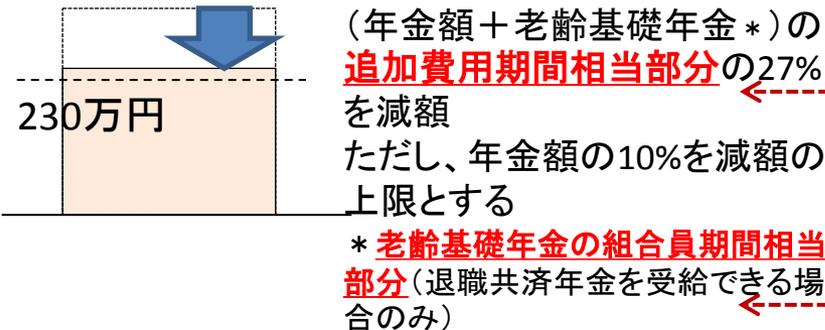
法律の概要

追加費用対象期間を有する者の年金について以下の減額を行う

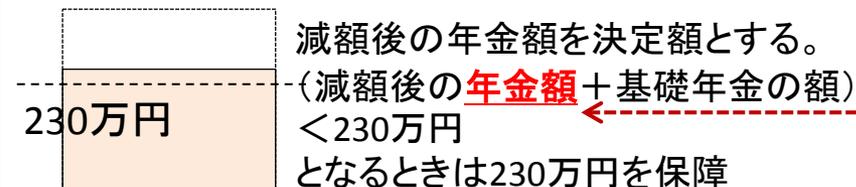
①ステップA



②ステップB



③ステップC



政令案の概要

①追加費用対象期間について具体的に規定。

②複数の共済年金を併給している場合、ステップA、ステップCにおいて、230万円基準にかける年金額は併給調整後の額とする。

③加給年金の支給停止措置を受ける場合、ステップA、ステップCにおいて、230万円基準にかける年金額は支給停止後の額とする。

④共済控除期間をもつ場合は、追加費用対象期間相当部分から既に共済控除期間に係る減額措置を受けた部分を除く旨を規定

⑤老齢基礎年金の組合員期間相当部分の算定方法を規定。

地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令案

(概要)

1 改正の趣旨

- 地方公務員等共済組合法が施行された昭和37年まで恩給制度等が適用され、同年以後も引き続き地方公務員である者については、地方公務員共済年金制度に加入することとされ、恩給期間等を引き継いだ形で共済年金の額の算定を行うこととされた。

このため、共済年金制度が恩給期間等を引き継いだ（組合員期間に算入した）ことに伴って生ずる共済年金の給付に要する費用（以下「追加費用」という。）については、地方公務員の恩給を地方公共団体が負担していたこと等との均衡から、事業主としての地方公共団体等^{*}が負担することとされている。

^{*}地方公共団体等とは、国、地方公共団体、共済組合、地方団体関係団体

昨年8月に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）が成立し、この恩給期間等（以下「追加費用対象期間」という。）に係る共済年金の額について、一定の配慮措置を設けつつ、本人の負担割合に見合った水準まで減額することとされたことから、追加費用対象期間を有する者の年金額の算定に関し必要な事項等を定めるもの。

2 改正の概要

(1) 地方公務員等共済組合法施行令の一部改正

地方公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和37年法第153号）に経過措置が規定されている地方公務員等共済組合法（以下「地共済法」という。）の施行（昭和37年12月）前に採用され、昭和60年地共済法改正後に退職した地方公務員に係る年金額の算定について、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）附則（原始附則）の一部を改正し、追加費用対象期間を有する者の年金額の算定に関し必要な事項等を定めることとする。

(2) 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）に経過措置が規定されている地共済法の施行（昭和37年12月）前に採用され、昭和60年地共済法改正法の施行（昭和61年4月）前に退職した地方公務員に係る年金額の算定について、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第58号）の一部を改正し、追加費用対象期間を有する者の年金額の算定に関し必要な事項等を定めることとする。

3 根拠法令

- ・ 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第13条の2第1項、第13条の2第5項、第13条の2第6項、第22条の2第5項、第27条の2第6項、第99条
- ・ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）附則第21条第2項、附則第21条第6項、附則第27条、附則第31条第2項、附則第98条の2第4項、附則第98条の2第6項、附則第98条の2第7項、附則第98条の3第2項、附則第98条の3第3項で準用する附則第98条の2第7項、附則第98条の4第3項で準用する附則第98条の2第6項、附則第125条

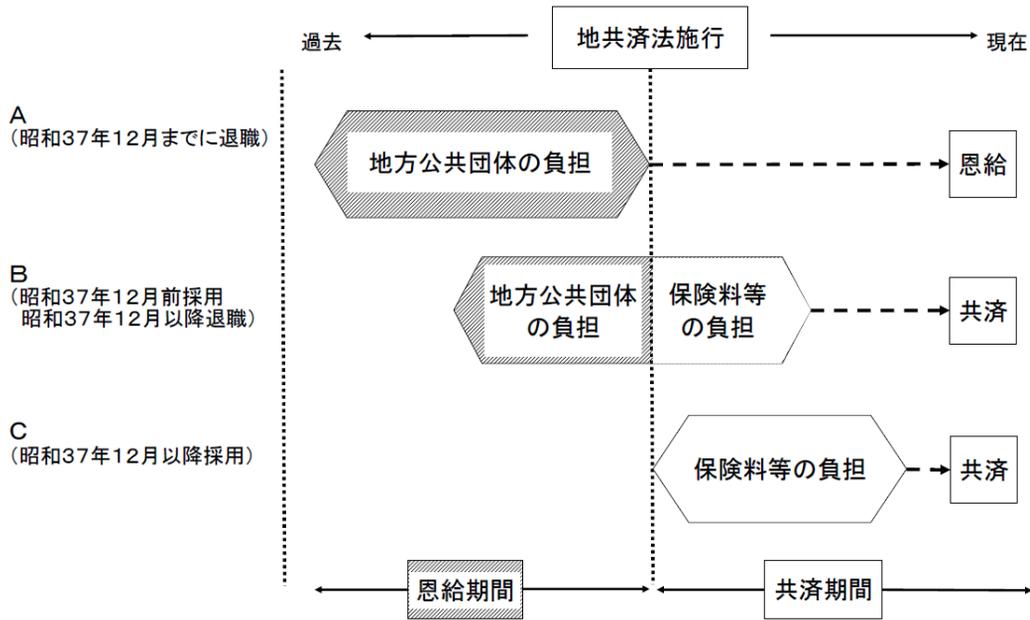
4 施行日

施行期日：平成25年8月1日

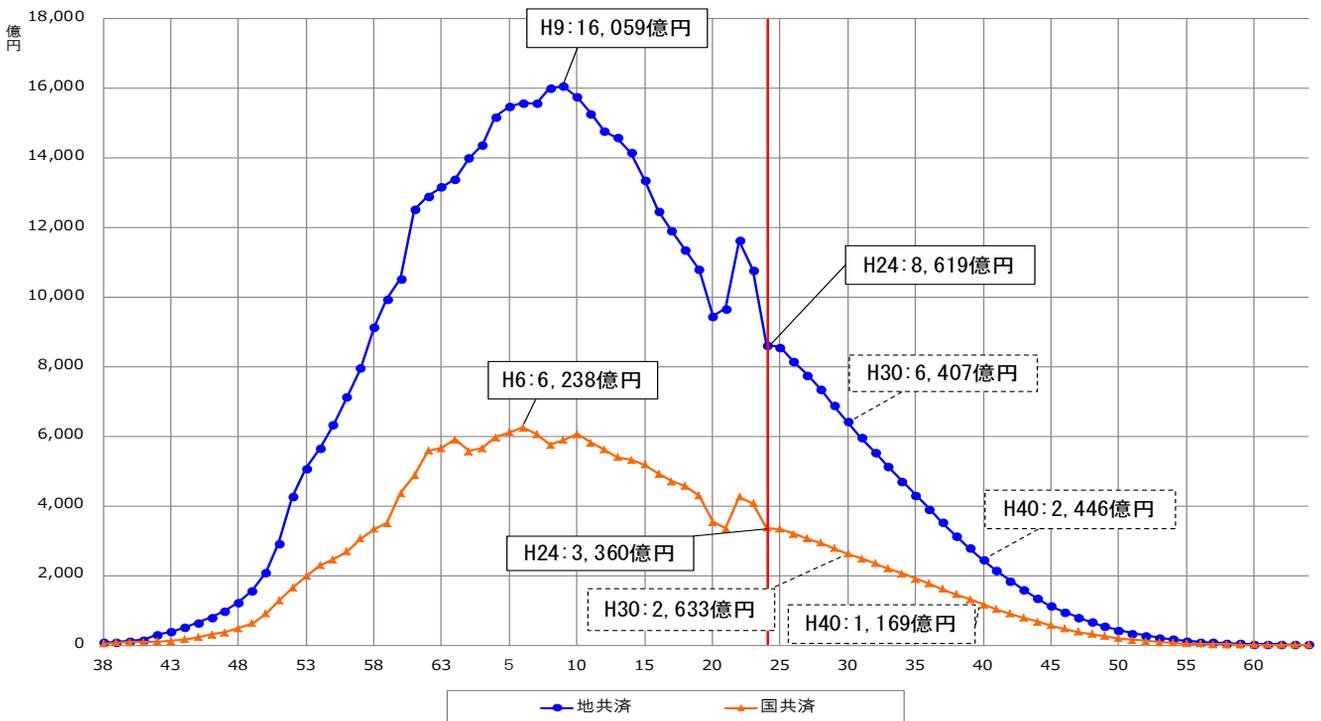
地方公務員共済年金の追加費用

- 地方公務員共済の現行制度創設時（昭和37年12月）に、従来の恩給制度から社会保険方式に切り替えられ、恩給期間分も共済年金として支給することとされた。
- このため、それまで保険料を負担していなかった恩給期間に係る共済年金の給付に要する費用については、地方公務員の恩給を地方公共団体が負担していたこととの均衡から、当時の事業主としての地方公共団体等が負担することとしている。

地方公務員共済年金における追加費用の概要



追加費用収入額の推移（実績と見込み）



(注) 平成22年度までは実績値、23・24年度は見込み値、25年度以降は21年財政再計算に基づく見込みである。
 国共済は予算額、地共済は告示率に基づく実収入額。
 地共済の数値は、警察国家公務員分を含む。